1. どのような点で条文に違反すると主張したのか。
2. その主張に対する最高裁の判決

76条2項(特別裁判所の禁止)

1. 裁判官と裁判員とで裁判体を構成する裁判員制度は特別裁判所の禁止に違反するのか。
2. 「裁判員制度による裁判体は、地方裁判所に属するものであり、その第１審判決に対しては、高等裁判所への控訴及び最高裁判所への上告が認められており、裁判官と裁判員によって構成された裁判体が特別裁判所に当たらないことは明らかである。」

18条後段(苦役からの自由)

1. 国民に裁判員としての職務を負わせる裁判員制度は、苦役からの自由に違反するのか。
2. 「裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり、これを「苦役」ということは必ずしも適切ではない。また、裁判員法16条は、国民の負担を過重にしないという観点から、裁判員となることを辞退できるものを類型的に規定し、さらに同条8号及び同号に基づく政令においては、個々人の事情を踏まえて、裁判員の職務等を行うことにより自己または第三者に身体上、精神上または経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当な理由がある場合には辞退を認めるなど、辞退に関し柔軟な制度を設けている。」「これらの事情を考慮すれば、裁判員の職務等は、憲法18条後段が禁ずる

「苦役」に当たらないことは明らか」である。

守秘義務について

守秘義務とは：守秘義務とは裁判員に「評議での自由な発言を保障する」などの理由から外に内容を漏らしたら罰則があるという義務である。

自分の意見：守秘義務が気になって評議中やその後にストレスを抱えるくらいならばもう少し緩和しても良いと思う。

要約

「裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても、それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから、同項違反との評価を受ける余地はない。」「裁判員制度の下においても、法令の解釈に係る判断や訴訟手続きに関する判断を裁判官の権限にするなど、裁判官を裁判の基本的な担い手として、法に基づく公正中立な裁判の実現が図られており、こうした点からも、裁判員制度は、同項の趣旨に反するものではない。」「裁判員制度による裁判体は、地方裁判所に属するものであり、その第１審判決に対しては、高等裁判所への控訴及び最高裁判所への上告が認められており、裁判官と裁判員によって構成された裁判体が特別裁判所に当たらないことは明らかである。」「裁判員の職務等は、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものであり、これを「苦役」ということは必ずしも適切ではないため、裁判員の職務等は、憲法18条後段が禁ずる「苦役」に当たらないことは明らかである。」